

議案第 99 号

**東近江市立御園こどもの家等の指定管理者の指定につき議決
を求めることについて**

東近江市立御園こどもの家等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市立御園こどもの家	滋賀県東近江市沖野三丁目2番17号 特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
東近江市立八日市南こどもの家	同上	同上
東近江市立箕作こどもの家	同上	同上
東近江市立八日市北こどもの家	滋賀県東近江市八日市浜野町2番17号 特定非営利活動法人しみんふくしの家八日市	同上
東近江市立布引こどもの家	同上	同上
東近江市立山上こどもの家	同上	同上
東近江市立五個荘こどもの家	滋賀県東近江市沖野三丁目2番17号 特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク	同上
東近江市立湖東第二こどもの家	同上	同上
東近江市立能登川東こどもの家	滋賀県東近江市小川町258番地 東近江市立能登川東こどもの家保護者会	同上
東近江市立能登川西こどもの家	滋賀県東近江市伊庭町2856番地 東近江市立能登川西こどもの家スマイル保護者会	同上
東近江市立能登川南こどもの家	滋賀県東近江市沖野三丁目2番17号 特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク	同上
東近江市立能登川北こどもの家	滋賀県東近江市福堂町1195番地3 能登川北こどもの家保護者会	同上
東近江市立蒲生東こどもの家	滋賀県東近江市桜川東町455番地 蒲生東こどもの家「たんぽぽ」	同上
東近江市立蒲生西こどもの家	滋賀県東近江市沖野三丁目2番17号 特定非営利活動法人東近江学童保育ネットワーク	同上

提案理由

東近江市立御園こどもの家等の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。